

群馬県における「屋外広告業登録制度」のご案内

1 登録が必要な事業者

群馬県内（前橋市及び高崎市を除く）で「屋外広告業」を営む場合には、群馬県知事の登録が必要です。
県内で屋外広告業を営む事業者は、たとえ請負件数が1件しかない場合であっても、また、本社や営業所等が県内になくても、登録が必要です。

なお、「屋外広告業」とは、広告主から屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行う営業をいいます。この場合、元請け又は下請け、個人又は法人といった立場は問いませんが、屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事を業として請け負わない場合の広告代理業等や単に屋外広告物の印刷、製作等を行うだけで、屋外広告物を表示しない場合や、掲出物件の設置を行わない場合は、「屋外広告業」には該当しません。

2 登録のための要件

屋外広告業の登録を受けるためには、登録拒否事項に該当しないことが必要です

■登録拒否事項

- ①屋外広告業の登録を取り消された日から、2年を経過しない者
- ②屋外広告業の登録を取り消された法人において、その処分日の前 30 日以内に役員であり、かつその処分の日から2年を経過しないもの
- ③屋外広告業の営業の停止を命ぜられ、その停止期間が経過しない者
- ④屋外広告物法に基づく条例（他の自治体の屋外広告物条例を含む）に違反して罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ⑤屋外広告業者が未成年者で、法定代理人を立てている場合、その法定代理人が上記①から④のいずれかに該当するとき
- ⑥屋外広告業者が法人の場合で、役員の中に、上記①から④のいずれかに該当する者がいるとき
- ⑦営業所ごとに業務主任者を置いていない者
- ⑧重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている登録申請書又はその添付書類により登録を受けようとする者

3 新規登録の手続き

（1）屋外広告業登録申請書

○提出部数 1部

- ・法人の場合は、法人の代表者名で申請書を提出してください。（代表者権限のない支社長、支店長、営業所長等の名義による申請はできません。）
- ・個人の方は、事業所の住所を記入してください。自宅が事業所である場合は、その住所となります。

（2）誓約書

登録申請者（個人、法人）が誓約してください。登録申請者が法人の場合は、代表者が誓約してください。

（3）住民票の抄本 ※コピー・PDFでの提出可

- ・登録申請者が個人（未成年者を含む。）の場合は、本人の住民票の抄本
- ・登録申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の場合は、その法定代理人の住民票の抄本

（4）履歴事項全部証明書（登記簿謄本） ※コピー・PDFでの提出可

- ・登録申請者が法人の場合には、履歴事項全部証明書が必要です。

（5）略歴書

- ・登録申請者（個人、法人）の略歴を記入します。
- ・登録申請者が法人の場合は、法人の略歴書及び役員全員の略歴書が必要です。
- ・登録申請者が未成年者の場合は、法定代理人の略歴書も必要です。

※ 法人の略歴書について、広告業務に係る略歴は必ず記載してください。

※ 役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、合名会社の社員、合資

会社の無限責任社員、株式会社又は有限会社の取締役、委員会設置会社の執行役、法人格のある各種組合等の理事等を指し、監事、監査役等は役員に含まれません。

(6) 業務主任者となる資格を証する書面の写し

業務主任者とは、広告物等の表示及び設置に関する法令の規定の遵守や広告物等の安全性の確保などに関して総括して業務を行う人のことで、その資格と業務内容は下記のとおりです。

①業務主任者の資格

- ア 国土交通大臣の登録を受けた法人が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者（屋外広告士）
- イ 群馬県が開催する屋外広告物講習会の課程を修了した者
- ウ 他の都道府県又は指定都市若しくは中核市の行う講習会の課程を修了した者
- エ 職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員免許所持者又は技能検定合格者若しくは職業訓練の修了者（広告美術仕上げに関する職種等に係るもの）
- オ 群馬県知事が、ア～エに掲げる者と同等以上の知識を有するものと認定した者

②業務主任者の業務内容

- ア この条例その他広告物等の表示及び設置に関する法令の規定の遵守に関すること。
- イ 広告物等の表示又は設置に関する工事の適正な施工その他広告物等の表示又は設置に係る安全の確保に関すること。
- ウ 帳簿の記載に関すること。
- エ 業務の適正な実施の確保に関すること。

※ 業務主任者は、群馬県の区域内で屋外広告業の営業を行う「営業所」ごとに最低1人以上を置く必要があります。なお、「営業所」とは、広告物の表示、設置に関し常時請負契約を締結するなど営業の場所的中心となる事務所をいい、その主従を問いませんが、単なる作業所、連絡事務所などはこれに該当しません。

※ 業務主任者は、必ずしもその営業所の専任の者である必要はありませんが、雇用契約等により事業主体と継続的な雇用関係を有し、通常勤務時間中はその事業所の業務に従事できる者でなければなりません。

(7) 登録申請手数料

手数料は、新規申請、更新申請とも 10,000 円です。群馬県証紙又は群馬県が発行する払込書の領収済証明書を登録申請書の所定の位置に貼付してください（消印しない）。

群馬県証紙は、最寄りの「県証紙売りさばき場所」又は県庁売店（地下1階）で購入できます。県庁売店では窓口販売のほか、通信販売も行っていますので、お問い合わせ下さい。

（県庁生協売店：TEL 027-223-8357）

また、証紙以外の納付方法を希望する場合、群馬県が発行する払込書による納付又は窓口においてキャッシュレス決済が可能です。

払込書の発行希望及び払込が可能な金融機関の問い合わせについては、当係へご連絡下さい。払込後、払込書の領収済証明書を切り離して申請書の所定の位置に貼り付けて下さい。（群馬県県土整備部都市計画課景観形成係：TEL 027-226-3652）

キャッシュレス決済をご利用の方は群馬県県土整備部住宅政策課宅建業係窓口（県庁22階）までお越し下さい。

なお、電子申請の場合は、クレジットカード又はPayPayにより、手数料を電子納付してください。

(8) 登録有効期間

登録の有効期間は5年間です。

4 更新登録の手続き

更新する場合は、登録の満了する30日前までに更新の手続きをしてください。

新規登録と同様の申請書及び書類の提出が必要となりますが、前回申請していただいた新規登録の内容に変更がない場合は書類を省略することができます。手数料は新規と同様です。

(1) 法人の場合

○前回申請の登録の内容に変更がない場合

- ・屋外広告業登録申請書 1部

- ・誓約書
- ・履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

(2) 個人の場合

○前回申請の登録の内容に変更がない場合

- ・屋外広告業登録申請書 1部
- ・誓約書

※前回申請の登録内容に変更がある場合は、4ページ6（3）の「変更の届出」が必要です。

5 提出書類一覧（新規登録の場合）

区 分			申請書	誓約書	住民票 の抄本	履歴事項全部 証明書(登記 簿謄本)	略歴書			業 務 主 任 者 とな る 資 格 を 証 す る 書 面 の 写 し
							申 請 者	法 定 代 理 人	法 人 役 員	
申 請 区 分	個 人	成 年	○	○	○		○			○
		未成年	○	○	○ ※		○	○		○
	法 人		○	○		○	○ ※		○全 員	○
備 考										

記入例は、ダウンロード様式の中にあります。

6 登録後にすること

(1) 標識の掲示

①掲げる場所

所定の事項を記載した標識を、営業所ごとに公衆の見やすい場所に掲げなければなりません。事務所（建物）の中でも構いません。

②大きさ

標識の大きさは、縦 35cm、横 40cm 以上です。材質は問いませんが、見やすいことが重要です。

(2) 帳簿の作成

①作成場所

営業所ごとに、所定の事項を記載した帳簿を作成してください。（大きさの指定はありません）

②媒体

紙上に記録・印字したものに代えて、電子計算機（コンピューター）内や磁気ディスク等（フロッピー・ディスク、CD-ROM等）に保存したもので結構です。

③保存期間

帳簿は、各事業年度の末日をもって閉鎖し、閉鎖後5年間は営業所ごとに保存しなければなりません。

(3) 変更の届出

登録を受けた後、登録した事項に変更が生じた場合、その日から30日以内に届出（屋外広告業登録事項変更届出書及び添付書類）が必要です。手数料はかかりません。

①届出が必要となる事項

ア 法人の役員の変更（登記簿上の役職名が変更となる場合も含む。例：代表者以外の「代表取締役」が「取締役」へと変更する場合）

イ 業務主任者の変更

ウ 群馬県の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地の変更

エ 商号、氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）の変更

オ 未成年者の法定代理人の氏名及び住所の変更

②添付書類

ア 法人の役員の変更

a 新規役員の登録

○法人の代表者名の誓約書、変更になった役員の略歴書

○履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

b 役員の削除（新規役員の登録がないとき）

○履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

イ 業務主任者の変更

○業務主任者となる資格を証する書面の写し

ウ 群馬県の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地の変更

○履歴事項全部証明書（登記簿謄本）（ただし、登記事項の変更がある場合のみ）

エ 商号、氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）の変更

a 個人

○住民票（商号の変更を除く。）

b 法人

○履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

オ 未成年者の法定代理人の氏名及び住所

○誓約書、変更になった法定代理人の略歴書・住民票

(4) 廃業等の届出

屋外広告業者が廃業等をした場合は、届出が必要です。手数料はかかりません。

屋外広告業廃業等届出書及び屋外広告業登録通知書（屋外広告業登録変更通知書を含む。）を提出してください。

7 登録の有効期間

広告業の登録有効期間は5年間です。5年ごとに更新の登録を受けないと効力がなくなりますので、その後も営業を継続する場合は、登録の有効期間が満了する日の30日前までに更新の手続きが必要です。

【登録期間の説明（例）】

登録日 (R5.4.1)	登録有効期間開始 (R5.4.2)	更新の申請期限 (R10.3.2)	登録有効期間満了 (R10.4.1)	更新後有効期間開始 (R10.4.2)
-----------------	----------------------	----------------------	-----------------------	------------------------

		←更新申請→	←有効期間満了の30日前	
--	--	--------	--------------	--

8 監督処分

(1) 登録の取消しや6か月以内の期間で営業の停止に処される場合

- ①不正の手段により登録を受けたとき
- ②登録の要件に適合しなくなったとき
- ③変更の届出をせず、または虚偽の届出を行ったとき
- ④県条例(他の自治体の屋外広告物条例を含む)又は、これに基づく処分に違反したとき

(2) 罰則

■1年以下の懲役または50万円以下の罰金刑に処せられる場合

- ①登録を受けずに屋外広告業を営んだ者
- ②不正の手段により登録を受けた者
- ③営業の停止命令に違反した者

■50万円以下の罰金刑に処せられる場合

- ①違反広告物に対する知事の命令に違反した者

■30万円以下の罰金刑に処せられる場合

- ①違反広告物を表示・設置した者
- ②業務主任者を選任しなかった者など

■20万円以下の罰金刑に処せられる場合

- ①知事の立入検査を拒んだ者など

■10万円以下の罰金刑に処せられる場合

- ①広告物の除却の届出をしない者など

※ 罰則以外にも、軽微な義務違反の場合、5万円以下の過料処分の規定があります。

9 その他

(1) 申請の受付

①持参の場合

■場所：群馬県 県土整備部 都市計画課 景観形成係（群馬県庁22階南側）

■時間：平日の午前8時30分から午後5時15分まで

②郵送の場合

提出書類一式及び群馬県収入証紙の貼付をご確認の上、必ず「簡易書留郵便」で次のあて先にお送りください。

③電子申請の場合

「ぐんま電子申請受付システム」により、申請してください。なお、「住民票」及び「履歴事項全部証明書（登記簿謄本）」については、令和6年1月1日よりPDFでも受け付けております。

【屋外広告業の登録制度についての問い合わせ先・郵送先】

〒371-8570

群馬県前橋市大手町1-1-1

群馬県県土整備部都市計画課景観形成係

電話：027-226-3652（直通）

E-mail：keikan@pref.gunma.lg.jp